

平成27年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第3回）議事要旨

- 1 日 時 平成27年11月6日（金）15時00分～17時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
- 3 出席者 酒井委員長，井上副委員長
板倉，大芝，奥田，奥乃，影山，越，高戸，田中，中村，野坂，松尾，毛利，
吉川の各委員
（機構側出席者）
野上機構長，山田理事，武市研究開発部長
宮崎准教授，森准教授，六車特任教授
渡部管理部長，斉野学位審査課長
- 4 平成27年度学位審査会（第2回）議事要旨について
確定版として配付された。
- 5 議 事
 - (1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学位取得者数について
学位審査課長から，資料2に基づき，平成27年度4月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位取得者数等について報告があった。
 - (2) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料3-1，3-2，3-3及び3-4に基づき，平成27年度10月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，学士の学位授与の可否について審査が付託された。
この審査の付託を受け，平成27年度10月期の学士の学位授与の申請について，通例申請分については修得単位の審査及び学修成果・試験の審査を，特例申請分については修得単位の審査及び学修総まとめ科目の履修に関する審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ，当該専門委員会・部会に審査等が付託された。
 - (3) 認定課程修了者に係る学士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料4に基づき，平成27年9月に独立行政法人水産大学校本科を修了した2人に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，学士の学位授与の可否について審査が付託された。
この審査の付託を受け，学士の学位授与の可否について審査が行われ，「合格」と判定された。
 - (4) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料5-1及び5-2に基づき，平成27年9月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科を修了した20人に係る博士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，博士の学位授与の可否について審査が付託された。
この審査の付託を受け，平成27年9月の認定課程修了者に係る博士の学位授与の申

請について、論文の審査及び試験を担当する専門委員会・部会として医学・薬学専門委員会医学部会が指定され、同部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(5) 認定課程修了見込者に係る修士、博士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料6-1及び6-2に基づき、平成28年3月の認定課程修了見込者のうち、防衛大学校理工学研究科前期課程から11人、防衛大学校総合安全保障研究科前期課程から14人、独立行政法人水産大学校水産学研究科から1人及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科から5人の合計31人から、課程修了年度における修士の学位授与申請予定の申出が、並びに7-1及び7-2に基づき、防衛大学校理工学研究科後期課程の合計4人から、認定課程修了年度における博士の学位授与申請予定の申出があった旨の説明があり、審議の結果、12月20日までに申請があった場合には、1月から論文の審査及び試験（口頭試問）を実施することが了承された。

(6) 高等専門学校の専攻科に係る認定の審査について

学位審査課長から、資料8に基づき、平成27年9月に受け付けた高等専門学校の専攻科2校2専攻からの認定申出について説明の後、機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(7) 高等専門学校の専攻科に係る認定の再審査について

学位審査課長から、資料9に基づき、福島工業高等専門学校産業技術システム工学専攻及び大阪府立大学工業高等専門学校総合工学システム専攻から届出された専攻科に係る学則等の変更内容が、短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）第7条第1項に規定する「専攻科の教育課程等について重要な変更が生じると認められるとき」に該当すると考えられるため、当該専攻科の認定の再審査を実施する旨の説明があり、機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(8) 省庁大学校の修士相当課程に係る認定の審査について

学位審査課長から、資料10に基づき、平成27年9月に受け付けた職業能力開発総合大学校長期養成課程の認定申出について説明の後、機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(9) 短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に係る変更の届出について

学位審査課長から、資料11に基づき、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の平成28年度からの変更に関し、審査が必要な短期大学の専攻科9校10専攻及び高等専門学校の専攻科51校100専攻の変更について説明の後、機構長から学位審査会に、適用認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専

門委員会・部会に審査が付託された。

(9) その他

- ① 学位審査課長から、資料12-1及び12-2に基づき、平成27年度の学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例の適用認定の申出の審査結果に係る経過措置について説明があり、原案のとおり了承された。
- ② 学位審査課長から、資料13に基づき、前回の学位審査会において了承された、修士及び博士の学位授与に係る審査上の取扱いの明確化に関して、関係規程等の整備及び各省庁大学校への通知について説明があり、平成27年10月以降の申請者に適用されることが報告された。
- ③ 学位審査課長から、学修総まとめ科目担当教員の再審査に関して、審査結果において再審査の実施を明示していない専門委員会・部会で再審査を実施する場合の取扱いについて報告があった。
- ④ 学位審査課長から、修士に係る論文の字数制限における検討結果について報告があった。
- ⑤ 学位審査課長から、インターネットを利用した博士論文の公表の状況について報告があった。

以 上